

令和4年12月9日

### 小樽市職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、「小樽市職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、下記のとおり公表いたします。

#### 記

- 1 懲戒処分年月日 令和4年12月8日
- 2 懲戒処分の内容、職員の職及び年代 免職（会計年度任用職員 70代）
- 3 概要等

令和4年8月26日午後2時40分ごろ、潮見台小学校児童のスクールバス下校便のため、同小学校敷地内の下り傾斜となっている待機場所で待機していた同車両に児童25名が乗車していたが、出発に当たり、騒いでいた児童を静かにさせようと、乗降用のドアを開けたままの状態ブレーキを解除し、すぐにブレーキを踏むという行為を2回行ったことにより、乗車していた児童3名が前のシートなどに体をぶつけ、うち2名に傷害を負わせた。

また、同月24日の下校便の出発時、サイドブレーキを解除した際、ブレーキペダルを踏む位置が悪く、踏み直したことで、車内の児童に衝撃を与え、1名に傷害を負わせた。

さらには、これらのほかにも、騒ぐ児童や座り方が悪い児童などを注意する際、手やバインダーで児童の頭や足を数回たたくなどの複数の不適切な行為を行った。

職員は、スクールバスの運転を主たる目的として任用されており、乗車する児童の安全を確保する立場であるにも関わらず、これらの行為については、故意に行われており悪質性が高く、職員としての職の信用を著しく失墜させるとともに、その職全体の不名誉となる行為であることから、地方公務員法第33条の規定に明らかに違反しており、断じて許されるものではない。

#### 4 お問い合わせ

事案の概要について・・・教育部 学校教育支援室（内線7528）

処分の内容について・・・教育部 教育総務課（内線7523）